

(参考様式1)

人・農地プラン（高草地域）

市町村名	集落／地域名		当初作成年月	更新年月(7回目)	更新年月(8回目)	更新年月(9回目)	集落・地域の耕地面積
	集落名						
鳥取市	高草地域	口細見・中村西・中村・野坂・北村・上原・宮谷・上段・菖蒲・服部・有富・河内・本高・西今在家・篠坂・野寺・嶋・徳尾・山ヶ鼻・下段・橋間・大満集落 上古海・中古海・高路新田・高路・大塚・安蔵・小原・松上・横原・奥細見・報徳・尾崎集落	平成24年12月	平成29年9月	平成30年11月	平成31年3月	854 ha

1. 地域の人と農地の現状

全地域ともに鹿の出没が見られ、対策を考える必要がある。豊実地区では、今年からトゥリーアンドノーフが荒廃農地を積極的に借受し、遊休農地が解消された。大正地区では、出し手と借り手のバランスは取れているが、農地の条件が悪いところは借り手がいない状況である。圃場整備して50年経つようなところは水路・排水等がよくなり、多面的機能支払の交付金を修繕に充てている。大規模化が進むにつれて、適期作業が出来ないことから規模縮小し、出来る方法を。東郷では、法人が集落の農地を借受し、耕作放棄地を出さないよう努めている。また、広範囲にわたり農地を借入している法人があるものの、条件不利地は遊休農地となってしまう。明治地区では、河内集落で現在耕地整理をしており、平成29年設立の法人が借受している。しかし、その周辺の横原、奥細見集落では後継者がなく、高齢化が進み耕作放棄地が増加している。

(近い将来農地の出し手となる者と農地)

近い将来農地の出し手となる者と農地(氏名)	年齢	現状 [平成28年度]		計画 [平成33年度]		貸付け等を希望する農地面積	農地中間管理機構への貸付希望の有無	
		経営内容(作物)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作物)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		
	才		ha		ha	ha		
	才		ha		ha	ha		

担い手への農地集積・集約化や後継者確保が十分行われており、「近い将来農地の出し手となる者と農地」はない

2. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の 有無	現状 〔平成28年度〕		計画 〔平成33年度〕		農地中間 管理機構 からの借 り入れ希 望の有無	新規就農・6次産業 化・高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	取組 年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)				青年就 農給付 金(開 始型)	スー パー 資金の 金利負 担軽減 措置	経営 体支 援事 業	その他 ()	
認農	(A氏)	30才	3 ()名	—	水稻	0.20 ha	水稻	0.00 ha	○	新規就農	22					就農条件整備事業
					野菜	0.60 ha	野菜	1.00 ha								
認農法	(B法人)	70才	17 ()名	有	水稻	10.50 ha	水稻	10.50 ha	○	販路拡大	24			○		
					野菜	0.60 ha	野菜	0.60 ha								
認農法	(C法人)	66才	23 ()名	有	水稻	10.30 ha	水稻	11.00 ha	○	低コスト化	25			○		農地中間管理事業
					大豆	2.60 ha	麦	3.00 ha								
認農	(D氏)	64才	2 (1)名	無	水稻	9.00 ha	水稻	7.00 ha	×	低コスト化	25					
					野菜	0.40 ha	野菜	0.40 ha								
認農	(E氏)	72才	2 ()名	有	水稻	5.30 ha	水稻	5.30 ha	×	低コスト化	25					
					野菜	1.30 ha	野菜	1.30 ha								
					その他	0.30 ha	その他	0.30 ha								
認農法	(F法人)	75才	19 ()名	有	水稻	18.60 ha	水稻	20.00 ha	○	低コスト化	25			○		
					柿	1.20 ha	柿	1.20 ha								
集	(G組合)	67才	27 ()名	有	(耕起、刈取り、乾燥) 水稻	13.70 ha	(耕起、刈取り、乾燥) 水稻	15.60 ha	○	規模拡大	25				○	集落営農体制強化支援事業
認農法	(H法人)	46才	2 (1)名	無	水稻	11.40 ha	水稻	15.00 ha	○	規模拡大	26			○		
							新規就農	22								
認農	(I氏)	66才	1 ()名	無	水稻	7.60 ha	水稻	15.00 ha	○	低コスト化	26					農の雇用事業 農地中間管理事業
					野菜	0.40 ha	野菜	1.00 ha		高付加価値化	28					
認就	(J氏)	51才	1 ()名	無	野菜 (ハウス)	0.10 ha	野菜 (ハウス)	0.25 ha	○	低コスト化	28					就農条件整備事業 就農応援交付金 農地中間管理事業
							認新規就農	28								
認農法	(K法人)	62才	3 ()名	有	水稻	0.80 ha	水稻	5.00 ha	○	低コスト化	27			○		農の雇用事業 企業等参入促進支援事業
							6次産業化	27								
集	(L法人)	66才	17 ()名	無	水稻	1.30 ha	水稻	8.00 ha	○	低コスト化	29					集落営農体制強化支援事業
					野菜	2.57 ha	野菜	2.00 ha		法人化	29					

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の 有無	現状 〔平成28年度〕		計画 〔平成33年度〕		農地中間 管理機構 からの借 り入れ希 望の有無	新規就農・6次産業 化・高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	取組 年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)				青年就 農給付 金(開 始型)	スー パー L 資金の 金利負 担軽減 措置	経営体 育成支 援事業	その他 ()	
認農	(M氏)	49 才	1 (3) 名	有	水稻	15.14 ha	水稻	50.00 ha	○	低コスト化	18	○				農業経営基盤強化資金 法人会社化
					野菜	0.74 ha	野菜	1.00 ha		高付加価値化						
認農	(N氏)	36 才	1 (1) 名	無	水稻	1.56 ha	水稻	10.00 ha	○	低コスト化	26					農地中間管理事業 6次産業化を目指す
					野菜	0.54 ha	野菜	0.05 ha		高付加価値化	26					
	(O氏)	67 才	1 () 名	無	水稻	6.54 ha	水稻	8.50 ha								
					野菜	0.31 ha	野菜	0.31 ha								
新就	(P氏)	31 才	1 () 名	—		ha	白ネギ	0.30 ha	○	新規就農	30	○				条件整備事業
						ha	花き	0.10 ha								
認農 法	(Q法人)	42 才	1 (3) 名	—	水稻	3.30 ha	水稻	ha	○	低コスト化 複合化	31	○	○			農の雇用事業
合計(17)					実面積	126.90 ha	実面積	193.71 ha								

【 記載上の注意 】

※「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認した上で、地域の中心となる経営体として位置づけます。

※「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」、新規就農者は「新就」、認定志向農家は「志向」と記載します。

※「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認：氏名」を記載します。

※計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)

※「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

3. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている / 中心経営体はあるが十分ではない / 中心経営体がない

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○
耕作放棄地を解消する	○
その他[右欄に自由に記載]	

5. 4)についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
その他[右欄に自由に記載]	

6. 今後の地域農業のあり方

生産者及び地域の自主性を尊重しながら、農業委員、農地利用最適化推進員や関係機関と連携し農地中間管理事業の活用を推進するとともに、東郷地区の担い手と嶋周辺の担い手を中心に農地を集積し有効利用を推進する。また、米に頼らず他作物との複合経営と農産物の直接販売等、販路拡大に取り組むことで農業所得の向上と経営の安定を図る。

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の 出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分(m ²)			貸付等の 予定年度	農地中間管理機構 への貸付を予定
				貸付	作業委託	売渡		
合 計								

【 記載上の注意 】

※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。